

平成 30 年度情報科学研究科大学院教育改革推進プログラム

「国際的で多様な価値創造人材育成事業」

学生論文校閲費支援実施要項

情報科学研究科

（趣旨）

本研究科の学生に対して、本人が執筆する外国語論文の校閲（翻訳は不可）にかかる費用を、情報科学研究科大学院教育改革推進プログラムの事業推進費から支出することにより、学生に対する経済的支援を行い、もって研究科の人材養成目的等に沿った教育を強化する事業を実施しますので、希望者は本実施要項にしたがって応募してください。

（対象者）

支援対象の学生は、支援の対象となる論文校閲の終了（納品）の時点で、研究科の修士課程又は博士後期課程に在籍する学生（特別研究員に採用されている者を除く。）とします。ただし、課程修了予定者については、学位記授与式の前日までに論文校閲の終了（納品）となるものとします。

（申請条件）

支援の対象となる論文校閲は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間中に終了（納品）となるものとします。

（支援額）

論文校閲費を本プログラムの経費から支出します。ただし、支援対象の学生の所属する研究室等は、支出額の半額を下回らない範囲の金額を、研究室の運営費交付金から本プログラムの経費に拠出するものとします。

（審査及び決定）

本事業担当の取組実施担当者が申請条件を審査し、研究科長が予算残額を考慮して支援の可否および支援額を決定します。

（申請方法）

申請を希望する学生は、論文校閲の成果物納品後 1 週間以内に、本事業の申請書および必要書類を、情報科学研究科事務課（教務担当）に提出してください。

（その他）

本事業は、支援総額が平成 30 年度本事業予算総額を超えた時点で、実施を終了します。研究科長が、必要に応じて、研究室毎の申請件数及び支援金額の上限を設定することがあります。